助成・相談

行政相談委員へご相談ください！

毎日の暮らしの中で、役所の仕事や手続きについて、分からないことや、困っていることがあれば、**行政相談**をご利用ください。

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、市民の皆さんからの相談をお聴きする民間有識者の方です。

行政相談委員は、

①国の仕事

②JR、NTT等の特殊法人の仕事

③県や市町村が国の補助を受けて行っている仕事

などについて、皆さんからの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、皆さんの身近な公共施設などで定期的に開設される相談所などで受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

※毎月の行政相談の日程は、市民カレンダーに掲載しています。

【香美市の行政相談委員】

髙橋千惠・九内一秀

岡﨑千佳

【問い合わせ先】

高知行政監視行政相談センター

☎088・824・4100

その他

6月は高知県の男女共同参画推進月間です

高知県では『高知県男女共同参画社会づくり条例』の中で、毎年6月を『男女共同参画推進月間』と位置づけています。

◆男女共同参画とは

「男だから、女だから、○○すべき」といった固定的な考えにとらわれず、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また共に責任を担う社会を目指すことです。

例えば、次のようなことが男女共同参画に繋がっています。

①家庭で

結婚・出産後も女性が働き続けられるよう、家庭と仕事を両立するために、『家事は女性の仕事』と決めつけず、家事・育児などは家族みんなで分担しましょう。

②職場で

近年では、子育てを楽しみたい、積極的に関わりたいという男性も増えています。子どもの授業参観や学校等の行事に参加するために、あるいは、子どもが熱を出したと保育所から連絡があったときなど、安心して休めるような職場環境や雰囲気づくりも男女共同参画への大事な一歩です。

まずは、あなたの身の回りから行動に移してみませんか。

【問い合わせ先】

高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課

☎088・823・9651

こうち男女共同参画センター『ソーレ』

☎088・873・9100

ふれあい交流センター

☎53・2631

検診や健診でkamicaにポイントが付与されます！！

◆集団がん検診・個別検診(医療機関検診)

令和4年度に市が実施する集団がん検診および個別検診（医療機関検診）を受診した方に、**100**ポイント（1検診につき）を付与します。

【対象の検診】

胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診

【ポイント付与】

集団がん検診受診者には、受診月の翌月の月末

個別検診受診者には、結果通知後の翌月の月末

【問い合わせ先】

健康介護支援課健康づくり班 ☎52－9282

◆乳幼児健診

令和4年度に乳幼児健診（集団健診）を受診した乳幼児に、健診1回につき**100**ポイントを付与します。

【対象の健診】市の実施する乳幼児健診（4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）

【ポイント付与】受診月の翌月の月末

※受診した乳幼児の『kamica』にポイント付与します。

【問い合わせ先】

健康介護支援課親子すこやか班 ☎52－9281

◆特定健診

40歳から44歳(令和5年3月末時点)の国保被保険者で、令和5年1月末までに特定健診を受診した方に、**300**ポイントを付与します。

【ポイント付与】受診から約3カ月後

【問い合わせ先】

市民保険課保険班 ☎53－3115

児童手当の現況届が原則不要となります

令和4年6月から児童手当の現況届が原則不要となります。

ただし、次のような方は、引き続き届出が必要です。

- **◆離婚協議中のため同居父母が手当を受給している方**
- **◆DV等の被害により、住民票のある市町村以外で手当を受給されている方**
- **◆施設受給者（里親含む）**
- **◆そのほか香美市が現況届の提出が必要と判断した方**

児童手当・児童扶養手当の届け出について

児童手当または児童扶養手当を受給されている方は、次のような事由が発生したときは、福祉事務所へ届出をお願いします。

①児童手当

- **◆新たに出生した方**
- **◆香美市外へ転出する方**
- **◆香美市へ転入した方**
- **◆公務員となった方、公務員を辞職した方**
- **◆離婚協議中のため同居父母が受給している場合で、離婚が成立した方**
- **◆3歳未満の受給対象児童がいる方が、被用者（または非被用者）となった方**

※従来必要であった市内での転居や氏名変更の届出は、原則不要となりました。単身赴任等の方で、香美市外にお住いの配偶者または受給対象児童の住所が変更となったときは、届出が必要です。

②児童扶養手当

- **◆香美市内で転居した方**
- **◆香美市外へ転出する方**
- **◆香美市へ転入した方**
- **◆婚姻(事実婚含む)した方**
- **◆受給対象児童を監護、養育しなくなった方**

※このほか、手当の受給資格や、受給額が変更となる事由や、受給者証の記載内容が変更となる場合は、届出が必要です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

福祉事務所社会福祉班

☎53・3117

市営バスのフリー乗降路線追加

6月1日から、新たにフリー乗降（バス停以外の場所でもバスに乗り降りが可能）ができる路線が追加されました。

【新たにフリー乗降を開始する路線】

土佐山田町＝町田線（下ノ村～談議所の区間）

香北町＝谷相線、白川線、蕨野線

物部町＝別府線、影線

◆バスに乗るとき

道路の広い安全な場所で、バスが来たらはっきりと手を上げて合図をしてください。

◆バスを降りるとき

降りる少し前に運転手に知らせてください。

◆フリー乗降ができない場所

- ・道路幅員が狭い場所
- ・カーブおよび曲がり角
- ・交差点および交差点付近
- ・民家等の出入口付近
- ・その他交通の危険な場所

◆その他

- ・バス停での乗り降りは、今までどおりです。
- ・既にフリー乗降になっている路線（不寒冬線、西又線、佐岡線、美良布・大栃線、栃本線、神池線）については変更ありません。

【問い合わせ先】

定住推進課 ☎53・1061

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況（令和３年度）

市役所の情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

【問い合わせ先】総務課 ☎53－3112

情報公開制度の運用状況

公開請求件数		処理状況		左のうち審査請求
77				
（内訳）				
市長部局	45	公開	68	0
教育委員会	11	部分公開	5	0
選挙管理委員会	0	非公開	4	0
消防	0	取り下げ	0	0
水道事業管理者	21	不受理	0	0

個人情報保護制度の運用状況

項目		件数
個人情報業務登録数		389
目的外利用した件数		373
外部への情報提供		7,415
個人情報の本人からの請求		
開示請求		7
（内訳）	開示	2
	部分開示	5
	非開示	0
	不存在通知	0
審査請求		0
利用の停止請求		0
消去請求		0
提供の停止請求		0

【情報公開制度】

行政機関が作成した文書の開示を求めることができる制度です。

【個人情報保護制度】

市役所内の他課が管理している情報を利用する『目的外利用』や、警察署・税務署等の官公庁などに個人情報を提供する『外部への情報提供』は、個人情報保護条例に基づくものでなければなりません。

また、市に対して、本人の個人情報の開示を請求すること、開示を受けた個人情報の訂正や利用中止を請求することもできます。